

補助事業者 (事業主体)	都、道、府1、県19、市33、区8、町3、村1、広域連合1、独立 行政法人2、団体等7、計77補助事業者  (都、道、府1、県11、市33、区8、町3、村1、広域連合1、独立 行政法人2、団体等7、計69事業主体)
間接補助事業者 (事業主体)	市14、独立行政法人2、団体等21、計37間接補助事業者
国庫補助金等	生活扶助費等負担金等、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付 金(医療分)、国民健康保険の財政調整交付金等
上記の国庫補助 金等交付額の合 計	712,376,624,622 円
不当と認める国 庫補助金等交付 額の合計	4,006,694,684 円

## 1 補助金等の概要

厚生労働省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

## 2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、補助金等の交付額の算定が適切に行われているかなどに着目して、43都道府県、454市区町村、6一部事務組合、17広域連合、3独立行政法人、19国立大学法人及び187団体等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、14都道府県、58市区町村、1広域連合、2独立行政法人、28団体等、計103事業主体(うち3事業主体が補助事業者と間接補助事業者の両方に該当する。)が生活扶助費等負担金等、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)、国民健康保険の財政調整交付金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどとして、これらに係る国庫補助金4,006,694,684円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

- (1) インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業及びインフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業)が過大に交付されていたもの 7件 不当と認める国庫補助金 769,169,000円

### ア 確保補助金

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業)(以下「確保補助金」という。)は、インフルエンザ流行期に備えて、インフルエンザ流行の規模が予測できない中で、多数の発熱患者等が地域の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制を確保することにより、感染症対策の強化を図ることを目的として、都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関が、発熱患者等専用の診察室(時間的・空間

的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。)を設けるなどして発熱患者等を受け入れる体制を確保した場合に、その外来診療・検査体制確保に要する経費を国が補助するものである。

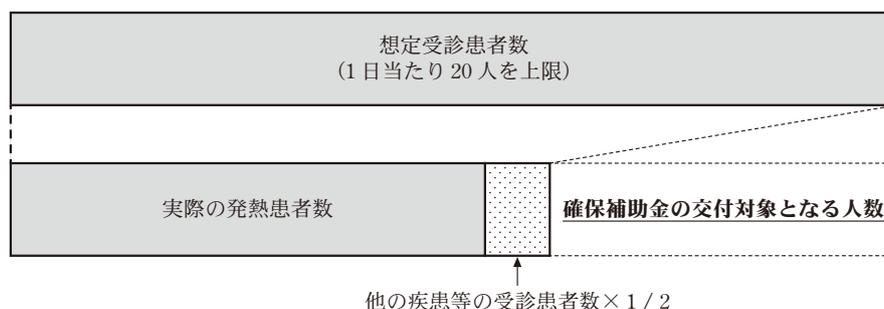
確保補助金は、発熱患者等専用の診察室を設けたにもかかわらず、診察室で受け入れる発熱患者等の想定受診患者数より、実際に診察室で診療を行った発熱患者等の受診患者数(以下「実際の発熱患者数」という。)が少なかった場合に、所定の計算方法により算定された額を補助することにより、外来診療・検査体制確保に要した経費を補填する性格のものである。

「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業)の交付について」(令和2年厚生労働省健発0915第8号)等によれば、確保補助金の交付額は、想定受診患者数から実際の発熱患者数を差し引いた人数に、発熱患者等1人当たりに想定される診療報酬点数を踏まえた単価13,447円を乗じた額(以下「事業費」という。)を基にするなどして算定することとされている。

上記の想定受診患者数及び実際の発熱患者数はいずれも、診療・検査医療機関が事業実施期間中に診察室を開設している各日の患者数を合計した延べ人数を指しており、交付額の算定に当たっては、次の①及び②によるなどして計上することとなっている。

- ① 想定受診患者数は、1日当たり20人を上限として、20人を7時間で除した数値に、診療・検査医療機関が発熱患者等専用の診察室を設けて発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間数を乗じた人数とする。
- ② 発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間帯に、発熱患者等専用の診察室とは別の診察室で、同一の医師が他の疾患等の患者の診療を行った場合は、発熱患者等を受け入れる体制が縮小していると考えられることから、他の疾患等の受診患者数に2分の1を乗じた人数を実際の発熱患者数に加える(図参照)。

図 確保補助金の交付対象の概念図



また、同一の診療・検査医療機関が複数の発熱患者等専用の診察室を設ける場合、空間的な分離を行った診察室が複数確保できており、かつ、複数の発熱患者等を同時に診療できる人員体制(医師、看護師等を含めて、一人の発熱患者等の診療に必要な職員体制が複数あること)が確保できていることが必要とされており、具体例として、「三つの診察室の場合は、3人の医師が診療できる体制」であることが挙げられている。

#### イ 支援補助金

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業)(以下「支援補助金」という。)は、既に確保補助金の交付決定を受けた診療・検査医療機関において、想定よりも実際の発熱患者数が下回るなどしたことにより、確保補助金の交付決定額だけでは体制確保に要する費用が不足した場合

に限り、不足分を支援するために、確保補助金の実績報告書による事業費が確保補助金の交付決定額を上回る場合の経費を国が補助するものである。

「令和3年度(令和2年度からの繰越分)インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業)の交付について」(令和3年厚生労働省発健0408第3号)によれば、支援補助金の交付額は、確保補助金の実績報告書の事業費から確保補助金の交付決定額を差し引いた額を基にするなどして算定することとされている。

本院が、厚生労働本省(以下「本省」という。)及び86事業主体において会計実地検査を行ったところ、次の(ア)から(ウ)までの事態が見受けられた。

(ア) 実績報告書に記載した診察室数や発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間数等が適正とは認められず、確保補助金による事業の実施が著しく適正を欠いていた事態

1事業主体

(イ) 診察室を複数設けたとして想定受診患者数を算出していたのに、複数の発熱患者等を同時に診療できる人員体制が確保できておらず、これらに係る想定受診患者数が過大となっていた事態

1事業主体

(ウ) 発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間帯に、発熱患者等専用の診察室とは別の診察室で、同一の医師が他の疾患等の患者の診療を行っていたことがあったのに、誤って、他の疾患等の受診患者数に2分の1を乗じた人数を実際の発熱患者数に加えていないなどしていた事態

(注1)  
6事業主体

これらのため、7事業主体において確保補助金計623,034,000円が過大に交付されていた。また、この結果、支援補助金の交付を受けている6事業主体において、適正な確保補助金の事業費が確保補助金の交付決定額を上回らなくなることから、支援補助金計146,135,000円は交付の必要がなかった。

したがって、確保補助金623,034,000円と支援補助金146,135,000円の計769,169,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、1事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、6事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、本省において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) (ウ)の6事業主体のうち1事業主体は、(イ)の1事業主体と重複している。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例1(ア)の事態>

中野訪問クリニック(令和3年9月1日以降は医療法人社団アダット中野訪問クリニック)は、2年度に、確保補助金について、診察室数を14室、開設予定日数164日に係る想定受診患者数を45,920人、実際の発熱患者数を66人とそれぞれ見込み、交付申請額を616,598,000円とする交付申請書を本省に提出して、本省は、同額を交付決定額としていた。その後、中野訪問クリニックは、診察室数を14室、実際に診察室を開設した日数164日に係る想定受診患者数を45,920人、実際の発熱患者数を108人であったとして、事業費を616,033,964円、交付額を616,033,000円とする実績報告書を本省に提出して、本省は、これと同額の616,033,000円を確保補助金の交付額としていた。

しかし、実績報告書に記載した診察室数や発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間数等は、次のとおり適正とは認められず、確保補助金による事業の実施が著しく適正を欠いていた。

ア 中野訪問クリニックは、診察室数を14室としていたが、どのように診察室を設けていたのかについての図面・写真等の資料は全く残されていなかった。これについて、中野訪問クリニックは、診療所としているマンション一室(専有面積62.54㎡)をパーティション等を用いて14の区画に分割して診察室を配置したものであり、診療所内のトイレ部分の区画や広さ1.7㎡程度の区画をそれぞれ一つの診察室とするなどしたと説明している。また、事業実施期間中の人員体制についての記録も全く残されていなかった。そこで、電子カルテ等の資料により確認したところ、事業実施期間中に発熱患者等の診療を行っていたと推定できる医師は2人のみであった。しかし、複数の診察室を設ける場合、空間的な分離を行った診察室が複数確保できており、かつ、複数の発熱患者等を同時に診療できる人員体制が確保できていることが必要とされていることから、14という診察室数は、確保補助金の算定根拠として適正とは認められない。

イ 中野訪問クリニックは、発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間数を、診察室14室の開設した日数164日の全日数において、算定上の上限である7時間としていたが、事業実施期間中における医師の勤務記録を全く残していなかった。そこで、電子カルテ等の資料により診療の状況をみたところ、発熱患者等専用の診察室で対応可能な体制を確保すべき時間中に、医師が在宅患者に対する訪問診療を行うため外出しており、発熱患者等の診療・検査への対応が不可能となっている事態が多数見受けられた。したがって、実態を考慮することなく時間数を一律に7時間としたことは適正とは認められない。

ウ 中野訪問クリニックは、実績報告書において、全14室それぞれの診察室における実際の発熱患者数を5人から16人と記載していた。しかし、中野訪問クリニックは、どの診察室において、いずれの発熱患者等を診療したのかについての記録を全く残しておらず、また、事後的に確認することもできない状況となっていて、これらの人数はいずれも根拠のないものであった。

そこで、電子カルテや診療報酬明細書等により、発熱患者等を受け入れる体制が確保されていた可能性のある診察室数や時間数を計上して、これらを基に想定受診患者数等を算出すると、想定受診患者数は5,357人となる。また、実際の発熱患者数は、実際に診療していたことが確認できた発熱患者数4人に、同一の医師が診療を行っていた他の疾患等の患者数(7人)に2分の1を乗じた人数3.5人を加えて、7.5人となる。

したがって、これらに基づき確保補助金の交付額を算定すると49,048,000円となることから、確保補助金の交付額616,033,000円との差額566,985,000円が過大に交付されていた。

#### <事例2(イ)及び(ウ)の事態>

水野クリニック(令和4年7月15日以降は医療法人水野クリニック)は、3年度に、確保補助金について、診察室数を3室、開設予定日数延べ151日に係る想定受診患者数を2,653人、実際の発熱患者数を755人とそれぞれ見込み、交付申請額を25,520,000円とする交付申請書を本省に提出して、本省は、同額を交付決定額としていた。その後、水野クリニックは、診察室を4室又は5室に増やし、開設した日数延べ677日に係る想定受診患者数を13,311人、実際の発熱患者数を844人であったとして、事業費を167,649,512円とする実績報告書を本省に提出していたが、交付決定額が25,520,000円であったことから、本省は、これと同額の25,520,000円を確保補助金の交付額としていた。

また、水野クリニックは、確保補助金の実績報告書の事業費167,649,512円が確保補助金の交付決定額25,520,000円を上回ったことから、3年度に、その差額に基づき支援補助金を142,129,000円とする精算交付申請書を提出しており、本省は、これと同額の142,129,000円を支援補助金の交付額としていた。

しかし、水野クリニックにおける事業実施期間中の医師の勤務状況や、発熱患者等を含む外来患者に係る記録等を確認したところ、①開設した日数延べ677日のうち延べ521日については、診察室数に見合う医師がいなかったため複数の発熱患者等を同時に診療できる人員体制が確保できておらず、これらに係る想定受診患者数が過大となっていた。また、②発熱患者等を受け入れる体制を確保した時間帯に、発熱患者等専用の診察室とは

別の診察室で、同一の医師が他の疾患等の患者の診療を行っていたことがあったのに、誤って、他の疾患等の受診患者数に2分の1を乗じた人数を実際の発熱患者数に加えていなかった。

したがって、上記の①及び②を踏まえるなどすると、想定受診患者数は1,480人、実際の発熱患者数は550.5人となり、適正な確保補助金の事業費は12,498,987円となることから、実績報告書の事業費167,649,512円はこれと比べて155,150,525円過大に算出されていた。そして、これを基にするなどして、適正な確保補助金の交付額を算定すると12,498,000円となり、確保補助金の交付額25,520,000円との差額13,022,000円が過大に交付されていた。

また、この結果、適正な確保補助金の事業費は確保補助金の交付決定額を上回らなくなることから、支援補助金の交付額142,129,000円は、交付の必要がなかった。

以上を事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫補助金交付額 千円	不当と認める国庫 補助金交付額 千円	摘要
(69) 厚生労働 本省	医療法人清風会 (清和病院)	2、3	31,855	6,071	(ウ)
(70) 同	独立行政法人国 立病院機構茨城 東病院	3	20,264	9,440	(ウ)
(71) 同	(注2) 中野訪問クリ ニック	2	616,033	566,985	(ア)
(72) 同	独立行政法人国 立病院機構箱根 病院	3	6,360	5,829	(ウ)
(73) 同	神奈川県厚生農 業協同組合連合 会(伊勢原協同 病院)	3	60,273	1,630	(ウ)
(74) 同	医療法人社団矢 ヶ崎外科医院	2、3	29,058	24,063	(ウ)
(75) 同	(注3) 水野クリニック	3	167,649	155,151	(イ)、(ウ)
(69)–(75)の計			931,492	769,169	

(注2) 令和3年9月1日以降は医療法人社団アダット中野訪問クリニック

(注3) 令和4年7月15日以降は医療法人水野クリニック

(注4) 国庫補助金交付額欄及び不当と認める国庫補助金交付額欄は、中野訪問クリニックについては確保補助金の額を、その他6事業主体については確保補助金と支援補助金の合計額を、それぞれ記載している。

(注5) 摘要欄の(ア)、(イ)及び(ウ)は、前記の事態に対応している。

## (2) 新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金が過大に交付されていたもの 3件 不当と認める国庫補助金 27,228,000円

新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金(以下「補助金」という。)は、[令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金の交付について](令和2年厚生労働省発健1225第1号厚生労働事務次官通知)(以下「交付要綱」という。)等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者(以下「コロナ患者」という。)及び新型コロナウイルス感染症疑い患者(以下「疑い患者」といい、コロナ患者と合わせて「コロナ患者等」という。)の受入病床が逼迫した場合に、コロナ患者等の受入病床と医療従事者を確保するために、コロナ患者等の対応を行う医療従事者を支援して受入体制を強化することにより、感染症対策の強化を図ることを目的として、国が医療機関に対して補助するものである。

交付要綱によれば、補助金の対象経費は、都道府県から受入病床を割り当てられた医療機関に係るコロナ患者等の対応を行う医療従事者の人件費等とされている。

また、交付要綱等によれば、令和2年度分及び3年度分のうち3年9月30日までに確保した受入病床に係る分の補助金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

①の基準額は、確保した受入病床の種別ごとに、それぞれ次に定める額を合計するなどして算出することとされている。

(ア) コロナ患者の重症者病床 1床当たり 15,000,000 円

(イ) コロナ患者のその他病床 1床当たり 4,500,000 円

(ウ) 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関<sup>(注)</sup>の疑い患者病床 1床当たり 4,500,000 円

このうち、(ア)及び(イ)について、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県において2年12月25日以降に新たに割り当てられた受入病床については、1床当たり4,500,000円を加算することなどとなっている。

本院が、厚生労働本省及び92事業主体において会計実地検査を行ったところ、2事業主体において、基準額の算出基礎となる受入病床数の計上を誤り、基準額を過大に算出していた。また、1事業主体において、2年12月24日以前に割り当てられたものであって基準額の加算の対象とならない受入病床を誤って加算の対象としており、基準額を過大に算出していた。これらのため、補助金計27,228,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において補助金の交付額の算定に当たり確認が十分でなかったこと、1事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、厚生労働本省において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関 疑い患者専用の個室を設定して疑い患者を受け入れ、必要な医療を提供する医療機関

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

#### <事例>

社会福祉法人同愛記念病院財団同愛記念病院(以下「病院」という。)は、令和2年度に、国から補助金111,228,000円の交付を受けていた。病院は、補助金の交付額の算定に当たり、基準額の算出基礎となる受入病床数を次のとおりとしていた。

ア 2年12月24日以前に割り当てられた新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関の疑い患者病床(1床当たりの基準額4,500,000円) 5床

イ 2年12月25日以降に新たに割り当てられたコロナ患者のその他病床(1床当たりの基準額9,000,000円、うち加算額4,500,000円) 11床

しかし、アに計上された5床は、イに計上された11床のうち5床と同一の病床であって重複しており、病院は、基準額を過大に算出していた。

したがって、適正な受入病床数を基に補助金の交付額を算定すると99,000,000円となることから、前記補助金の交付額111,228,000円との差額12,228,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫補助金交付額 千円	不当と認める国 庫補助金交付額 千円	摘要
(76) 厚生労働 本省	社会福祉法人同愛 記念病院財団 (同愛記念病院)	2	111,228	12,228	受入病床数の計上を 誤り基準額を過大に 算出していたもの
(77) 同	独立行政法人地域 医療機能推進機構 横浜中央病院	3	18,000	9,000	同
(78) 同	豊橋市民病院	3	86,500	6,000	加算の対象とならな い受入病床を誤って 加算の対象としてい て基準額を過大に算 出していたもの
(76)-(78)の計			215,728	27,228	

(3) **新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの** 9件 不当と認める国庫補助金 1,097,889,000円

ア 交付金等の概要

(ア) 交付金の概要

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者(以下「コロナ患者」という。)等の入院病床の確保等について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図ることなどを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

このうち、新型コロナウイルス感染症対策事業(以下「感染症対策事業」という。)は、①コロナ患者等の病床確保、②宿泊療養及び自宅療養の対応、③病床確保等に必要な対策を行うものとされている。このうち、③病床確保等に必要な対策は、医療機関における病床確保等において必要となる消毒等を行うものとされている。

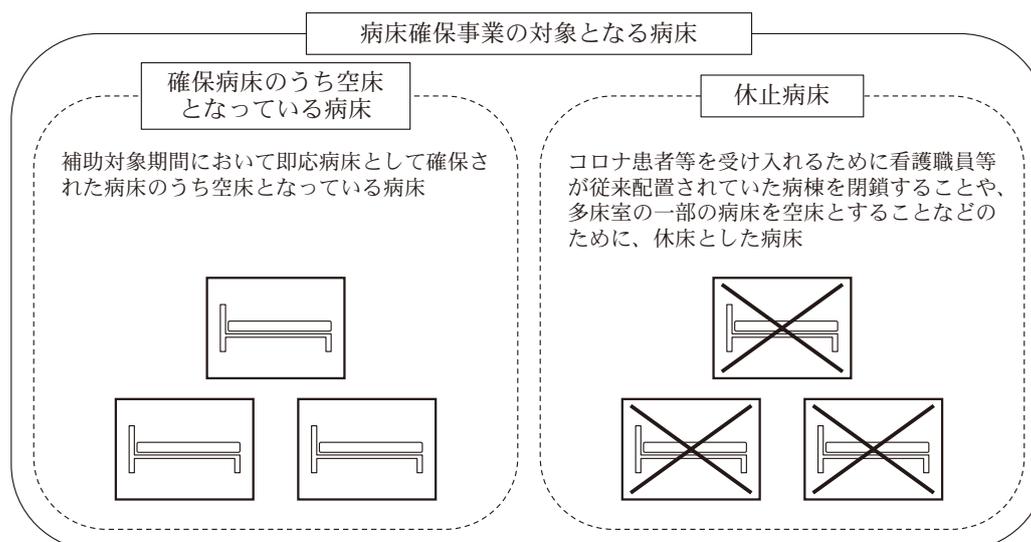
また、新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業(以下「重点医療機関体制整備事業」という。)は、新型コロナウイルス感染症重点医療機関(以下「重点医療機関」という。)に対して、コロナ患者専用の病床が空床となった場合や、専用病棟化のために休床とした病床がある場合に、空床確保に要する費用を支援するものであり、都道府県及び重点医療機関が実施することとされている(以下、感染症対策事業のうち①コロナ患者等の病床確保及び重点医療機関体制整備事業を合わせて「病床確保事業」という。)

病床確保事業の対象となる病床は、補助対象期間において即応病床<sup>(注1)</sup>として確保された病床(以下「確保病床」という。)のうち空床となっている病床、及び休止病床<sup>(注2)</sup>となっている(図参照)。

(注1) 即応病床 コロナ患者等を受け入れる医療機関において、コロナ患者の発生、又はこれを受けた都道府県からの受入要請があれば、即時にコロナ患者の受入れを行うことについて都道府県との間で調整している病床

(注2) 休止病床 コロナ患者等を受け入れる医療機関において、看護職員等をコロナ患者等が収容される病棟に配置換えするために当該看護職員等が従来配置されていた病棟を閉鎖することや、感染予防の見地から多床室に収容するコロナ患者等を1名のみとして多床室の残りの病床を空床とすることなどのために、休床とする既存の病床

図 病床確保事業の対象となる病床



(イ) 重点医療機関の概要

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」(令和2年医政発 0430 第5号・健発 0430 第1号)等によれば、重点医療機関とは、コロナ患者専用の病院や病棟を設定する医療機関として都道府県が指定する医療機関であるとされている。重点医療機関の施設要件は、病棟単位でコロナ患者等専用の病床確保を行っていることなどとされており、具体的には、ゾーニング等を行うことでフロアを区切り、専らコロナ患者等の対応を行う看護体制を明確にすることなどとされている。

また、院内感染によりクラスターが発生した医療機関について、病棟全体又は病院全体でコロナ患者の治療を行い、実質的に重点医療機関の要件を満たす場合は、重点医療機関に指定されたものとみなして、クラスター発生時における空床や休止病床について、補助対象とすることが可能とされている。

(ウ) 交付金の算定方法

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び市区町村や民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、対象事業ごとに次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率(10分の10)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない額を交付額とする。

そして、病床確保事業に係る①の基準額は、次のように算定することとされている。

確保病床については、確保病床分として定められた1日1床当たりの病床確保料の上限額に、コロナ患者等を受け入れるために空床としていた延べ病床数(以下「延べ空床数」という。)を乗ずるなどして算定する。

休止病床については、休止病床分として定められた1日1床当たりの病床確保料の上限額に、

コロナ患者等を受け入れるために休止病床としていた延べ病床数(以下「延べ休止病床数」という。)を乗ずるなどして算定する。

また、患者の入院期間中であって空床でない日は診療報酬の支払対象となっており、交付要綱等において、病床確保料の対象とならないこととなっている。

イ 交付金の検査の結果

<sup>(注3)</sup>  
本院が11都府県及び122事業主体において会計実地検査を行ったところ、6都県の9事業主体において、次の(ア)から(ウ)までの事態が見受けられた。

(ア) 5都県の7事業主体において、コロナ患者等の入院期間中であって空床でなかった日に係る病床数を、延べ空床数や延べ休止病床数に含めるなどしていた。

<sup>(注4)</sup>  
(イ) 愛知県の1事業主体において、病床等の消毒に係る費用について、虚偽の領収書等を事業実績報告書に添付して、実際には支払っていない費用を対象経費の実支出額に含めて計上していた。

(ウ) 福岡県の1事業主体において、重点医療機関体制整備事業において事業全体が適正に実施されたとは認められないものとなっており、また、感染症対策事業においてコロナ患者の受入れを行うために必要となる体制が確保されていたとは認められない期間があった。

これらのため、交付金計1,097,889,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、6事業主体において延べ空床数や延べ休止病床数の確認が十分でなかったこと、2事業主体において事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、1事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、6都県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注3) 11都府県 東京都、大阪府、秋田、山形、神奈川、愛知、三重、山口、福岡、佐賀、宮崎各県

(注4) 愛知県 (ア)の5都県にも含まれる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1(ア)の事態>

学校法人聖マリアンナ医科大学聖マリアンナ医科大学病院(以下「聖マリアンナ病院」という。)は、令和2、3両年度に、重点医療機関体制整備事業に係る病床確保料として、神奈川県から交付金を原資とする同県の補助金(以下「神奈川県補助金」という。)計7,343,349,000円(交付金交付額同額)の交付を受けていた。その後、同県は、本院が病床確保事業に係る事態を令和3年度決算検査報告に不当事項として掲記したことを受けて、同県内の事業主体に対して自主点検を依頼した。聖マリアンナ病院は、自主点検の結果、病床確保料の算定誤りが判明したことを踏まえ、補助の対象となる延べ空床数を計19,923床、延べ休止病床数を計17,724床、計延べ37,647床として同県に報告した。同県は、この報告を受けて、改めて神奈川県補助金の交付額を計6,684,704,000円と決定して、過大に交付されていた658,645,000円を聖マリアンナ病院から返還させていた。

しかし、聖マリアンナ病院は、誤って、コロナ患者等の入院期間中であって空床ではなかった日に係る延べ5,914床を延べ休止病床数17,724床に含めていた。

したがって、病床確保料の対象とならない延べ5,914床を延べ休止病床数から除外するなどして、適正な神奈川県補助金の交付額を算定すると計6,262,892,000円となり、改めて同県が決定していた神奈川県補助金の交付額6,684,704,000円との差額421,812,000円が過大となっていて、これに係る交付金421,812,000円が過大に交付されていた。

## ＜事例2 (ウ)の事態＞

医療法人医心会飯塚みつき病院(令和5年3月15日以前は医療法人永和会末永病院。以下「飯塚みつき病院」という。)は、4年度に、新型コロナウイルス感染症の院内感染によりクラスターが発生したことを受けて、重点医療機関体制整備事業に係る病床確保料等(補助対象期間：4年7月28日から同年8月20日まで)として、福岡県から交付金を原資とする同県の補助金(以下「福岡県補助金」という。)18,687,000円(交付金交付額同額)の交付を受けていた。

また、飯塚みつき病院は、4年度に、感染症対策事業に係る病床確保料(補助対象期間：4年9月1日から同年10月10日まで及び5年1月17日から同年3月14日まで)として、福岡県補助金20,976,000円(交付金交付額同額)の交付を受けていた。

## i 重点医療機関体制整備事業に係る事態

飯塚みつき病院は、福岡県に提出した事業実績報告書の添付書類において、確保病床のある病棟と他の病棟とを切り分けることを内部の感染防止対策委員会で決定した旨を記載していた。しかし、確保病床のある病棟と他の病棟とをつなぐ通路のゾーニング工事は、実際には、補助対象期間終了後の9月に行われており、飯塚みつき病院は、補助対象期間中において、病棟単位でコロナ患者等専用の病床確保を行うという重点医療機関の要件を満たしていなかった。

また、飯塚みつき病院は、事業実績報告書の添付書類において、補助対象期間中の各日における各病床の使用状況を報告して、当該使用状況に基づき福岡県補助金の交付額を算定していた。しかし、コロナ患者がどの病室や病床にいつ入院したかに関する記録が残されておらず、上記報告の根拠を確認できない状況となっていた。

このように、重点医療機関体制整備事業について、重点医療機関の要件を満たしていないなどして事業全体が適正に実施されたとは認められず、前記福岡県補助金の交付額18,687,000円的全額が交付の対象とは認められず、これに係る交付金18,687,000円は交付の必要がなかった。

## ii 感染症対策事業に係る事態

飯塚みつき病院に保存されている病棟日誌や感染防止対策委員会の開催記録等の文書を確認したところ、補助対象期間のうち5年1月17日以降については、看護体制の見直しや対象患者に係る記録等の確保病床に関する内容が一定程度記録されていた。しかし、補助対象期間のうち4年9月1日から10月10日までの間については、これらの文書には確保病床に関する内容が一切記録されておらず、さらに、その他の資料によっても確保病床が実際に存在していたことを示す記録が一切確認できない状況となっていた。このため、9月1日から10月10日までの間について、コロナ患者の受入れを行うために必要となる体制が確保されていたとは認められず、当該期間に係る延べ空床数600床は病床確保料の対象とは認められない。

また、5年2月24日に、飯塚みつき病院の管理者かつ唯一の常勤医師であった院長が辞表を提出して、同日以後、飯塚みつき病院での勤務を行うことなく他の医療機関に常勤医師として勤務していた。そして、別の医師が院長に就任して新たな管理者となったのは、4月1日であった。医療法(昭和23年法律第205号)の規定等によれば、医療機関の管理者は医師でなければならず、管理者たる医師は原則として常勤であるとされている。また、管理者は、医療の安全を確保するための措置を講ずることなど、医療機関の管理及び運営に関する各種の義務が課せられており、管理者が欠けている医療機関において診療が行われることは想定されていない。したがって、2月24日から3月31日までの間、飯塚みつき病院は管理者不

在の状況となっていて、医療機関として診療を行う体制となっていなかった。このため、2月24日から補助対象期間終了日である3月14日までの間について、コロナ患者の受入れを行うために必要となる体制が確保されていたとは認められず、当該期間に係る延べ空床数285床は病床確保料の対象とは認められない。

したがって、病床確保料の対象としていた延べ空床数1,311床のうち、対象とは認められない期間に係る延べ885床を除外して、適正な福岡県補助金の交付額を算定すると6,816,000円となり、前記福岡県補助金の交付額20,976,000円との差額14,160,000円が過大となっていて、これに係る交付金14,160,000円が過大に交付されていた。

i 及び ii のことから、飯塚みつき病院において、病床確保事業全体について交付金計32,847,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年度	交付金交付額 千円	不当と認める 交付金交付額 千円	摘要
(79)	秋田県	秋田県	2～4	455,101	11,760	(ア)
(80)	東京都	東京都	2～4	2,149,668	203,085	(ア)
(81)	同	同	3	93,630	4,544	(ア)
(82)	神奈川県	神奈川県	2、3	6,684,704	421,812	(ア)
(83)	愛知県	愛知県	2、3	1,889,462	227,555	(ア)
(84)	同	同	3、4	149,959	70,669	(イ)
(85)	福岡県	福岡県	4	39,663	32,847	(ウ)
(86)	宮崎県	宮崎県	2～4	860,890	94,894	(ア)
(87)	同	同	2～4	636,586	30,723	(ア)
(79)～(87)の計				12,959,663	1,097,889	

(注5) 摘要欄の(ア)、(イ)及び(ウ)は前記の事態に対応している。

(注6) 令和5年3月15日以前は医療法人永和会末永病院

(医療法人有俊会いまむら病院の事態については、後掲184ページの「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(帰国者・接触者外来等設備整備事業に係る分)」及び後掲189ページの「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業に係る分)」参照)

(飯塚みつき病院の事態については、後掲183ページの「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分)」参照)

(4) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたなどのもの

7件 不当と認める国庫補助金 68,884,000円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。)等により、国の依頼に基づき都道府県が確保した新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするために、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率(10分の10)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

また、本件事業の整備対象設備等は、新設・増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費、人工呼吸器及び附帯する備品、个人防护具(マスク等)、簡易陰圧装置<sup>(注1)</sup>、簡易ベッド、体外式膜型人工肺及び附帯する備品並びに簡易病室及び附帯する備品とされており、整備対象設備等の種類ごとに、補助上限額(人工呼吸器及び附帯する備品については1台当たり5,000,000円など)が定められている。

(注1) 簡易陰圧装置 ウイルスが室外に漏れないよう、室内の空気を集じん性の高いフィルターを通じて取り込み、ダクトを通じて排気することなどで室内を陰圧化するための装置

本院が、11都府県及び106事業主体において会計実地検査を行ったところ、福岡県の1事業主体において、整備対象設備の代金を支払っていないにもかかわらず、これを支払ったものとして対象経費の実支出額に計上し、事業実績報告書を提出して事業が完了したとしていた。また、3府県の5事業主体において、交付の対象とならない設備に係る費用を対象経費の実支出額に含めるなどしていた。さらに、神奈川県1事業主体において、整備した簡易陰圧装置が装置の目的である病室を陰圧化することができない状況となっていた。これらのため、交付金計48,919,000円が過大に交付されており、また、交付金相当額19,965,000円が補助の目的を達しておらず、計68,884,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、1事業主体において事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、福岡県において事業主体に対する指導及び事業実績報告書等の審査が十分でなかったことによると認められる。また、6事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、3府県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注2) 11都府県 東京都、大阪府、秋田、山形、神奈川、愛知、三重、山口、福岡、佐賀、宮崎各県

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

神奈川県小田原市は、令和2年度に、簡易陰圧装置38台等を計98,063,999円で小田原市立病院に整備した上で、神奈川県から交付金を原資とする同県の補助金98,063,000円(交付金交付額同額)の交付を受けていた。

しかし、上記簡易陰圧装置38台のうち15台(購入費用計19,965,000円)は、ダクト工事を実施することで室内の空気を室外に排気して室内を陰圧化することができる機種であったにもかかわらず、同市がダクト工事を実施していなかったため、病室を陰圧化することができない状況となっていて、これに係る交付金相当額19,965,000円は補助の目的を達していなかった。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

	部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年度	交付金交付額	不当と認める 交付金交付額	摘要
(88)	神奈川県	神奈川県	横浜市(横浜市立市民病院)	2、4	千円 174,314	千円 1,812	交付の対象とならない設備等に係る費用を交付金の対象経費の実支出額に含めていたもの
(89)	同	同	小田原市(小田原市立病院)	2	98,063	19,965	整備した簡易陰圧装置が補助の目的を達していなかったもの
(90)	大阪府	大阪府	地方独立行政法人大阪府立病院機構(大阪急性期・総合医療センター)	2	228,687	6,520	1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付されていたもの
(91)	同	同	八尾市(八尾市立病院)	2	27,781	1,323	同
(92)	福岡県	福岡県	独立行政法人国立病院機構福岡病院	3	19,547	1,276	交付の対象とならない設備に係る費用を交付金の対象経費の実支出額に含めていたもの
(93)	同	同	医療法人 <sup>(注3)</sup> 医心会(飯塚みつぎ病院)	4	32,020	30,674	代金を支払っていないのに、支払ったものとして対象経費の実支出額に計上し、事業実績報告書を提出して事業が完了したとしていたもの
(94)	同	同	地方独立行政法人筑後市立病院	2	21,494	7,314	交付の対象とならない設備に係る費用を交付金の対象経費の実支出額に含めていたもの
(88)–(94)の計					601,906	68,884	

(注3) 令和5年3月15日以前は医療法人永和会末永病院

(医療法人医心会飯塚みつぎ病院の事態については、前掲178ページの「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分)」参照)

(5) **新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(帰国者・接触者外来等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの**

1件 不当と認める国庫補助金 10,906,000円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(帰国者・接触者外来等設備整備事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分に対応し、同感染症の感染が疑われる患者(以下「疑い患者」という。)を診

療体制等の整った医療機関に確実につなぐために、帰国者・接触者外来等を設置することにより、国民の不安を軽減するとともに、同感染症のまん延をできる限り防止することを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率(10分の10)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

そして、本件事業の整備対象設備等は、簡易診療室及び附帯する備品等とされている。

本院が、10都府県及び75事業主体において会計実地検査を行ったところ、愛知県の1事業主体において、適切とは認められない事態が見受けられた。

(注1) 簡易診療室 テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、疑い患者等に外来診療を行う診療室

(注2) 10都府県 東京都、大阪府、秋田、山形、神奈川、愛知、三重、山口、福岡、佐賀各県

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年度	交付金交付額 千円	不当と認める 交付金交付額 千円
(95) 愛知県	愛知県	医療法人有俊会(いまむら病院)	2、4	17,709	10,906

医療法人有俊会いまむら病院(以下「いまむら病院」という。)は、令和2、4両年度に簡易診療室及び附帯する備品等の整備を計18,122,457円で実施したとして、愛知県から交付金を原資とする同県の補助金(以下「県補助金」という。)計17,709,000円(交付金交付額同額)の交付を受けていた。

いまむら病院は、県補助金の交付額の算定に当たり、業者Aから整備対象設備等を購入して代金を支払ったとして計18,122,457円を対象経費の実支出額として計上していた。

しかし、業者Aから購入したとしていた整備対象設備等のうち、簡易診療室に附帯する備品である血圧脈波検査装置等について、実際には補助対象年度内に納入を受けていなかったにもかかわらず、いまむら病院は、納入を受けたとする虚偽の納品書等を事業実績報告書に添付して、これに係る購入費用11,317,384円を対象経費の実支出額として計上していた。

したがって、実際には納入を受けていなかった整備対象設備等に係る費用を対象経費の実支出額から除くなどして、適正な県補助金の交付額を算定すると計6,803,000円となり、県補助金の交付額17,709,000円との差額10,906,000円が過大となっていて、これに係る交付金10,906,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、同県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(いまむら病院の事態については、前掲178ページの「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの」及び後掲189ページの「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業に係る分)が過大に交付されていたもの」参照)

(6) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの

7件 不当と認める国庫補助金 60,351,000円

第3章  
第1節  
第6  
厚生労働省

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(感染症検査機関等設備整備事業に係る分)は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の交付について」(令和3年厚生労働省発医政0401第4号・厚生労働省発健0401第6号・厚生労働省発薬生0401第67号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、地方衛生研究所等<sup>(注1)</sup>における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備することを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び市区町村や民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率(10分の10)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

また、本件事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定により都道府県、政令市及び特別区が行う検査に必要な設備を整備するものであるとされている。本件事業の整備対象設備は、次世代シーケンサー<sup>(注2)</sup>、リアルタイムPCR装置(全自動PCR検査装置を含む。)、等温遺伝子増幅装置及び全自動化学発光酵素免疫測定装置の四つの検査機器とされており、これらの整備対象設備のほか、検査に必要不可欠であって整備対象設備と一体的に利用する備品は、交付金の交付対象とされている。

さらに、本件事業に係る対象経費は、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金に限られており、検査機器の保守費用は、交付の対象とならないこととなっている。

(注1) 地方衛生研究所 地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県等における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、公衆衛生情報等の収集・解析・提供等を行うことを目的として、都道府県等に設置される機関

(注2) 政令市 地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)において保健所を設置するとされている市

(注3) 次世代シーケンサー DNAの塩基配列を高速かつ大量に解読する検査機器。同機器を使用して新型コロナウイルスの全ゲノム解析を実施することでウイルスに生じた全ての変異を検出できることから、感染経路の特定や変異株の発生動向の監視等のために使用される。

本院が、12都道府県及び85事業主体において会計実地検査を行ったところ、4都道県の7事業主体において、交付の対象とならない経費である①整備対象設備に該当しない検査機器の整備費用、②検査に必要不可欠であって整備対象設備と一体的に利用する備品とは認められない備品の整備費用及び③検査機器の保守費用を対象経費の実支出額に含めていたため、これに係る交付金計60,351,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、7事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、4都道県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注4) 12都道府県 東京都、北海道、大阪府、秋田、山形、神奈川、愛知、三重、福岡、佐賀、熊本、宮崎各県

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

学校法人日本医療大学(以下「大学」という。)は、令和3年度に、次世代シークエンサー3台等の検査機器及び検査機器と一体的に利用する備品を計97,517,000円で整備したとして、北海道から交付金を原資とする補助金(以下「道補助金」という。)97,517,000円(交付金交付額同額)の交付を受けていた。

しかし、大学が次世代シークエンサーとして整備したとしていた3台のうち1台は、シークエンサーであるものの、整備対象設備である次世代シークエンサーには該当せず、当該シークエンサーの整備費用20,152,000円は交付の対象とならないものであった。また、大学は、対象経費の実支出額に、交付の対象とならない経費である次世代シークエンサー2台の保守費用2,531,760円を含めていた。

したがって、交付の対象とならないシークエンサーの整備費用及び次世代シークエンサー2台の保守費用を対象経費の実支出額から除くなどして適正な道補助金の交付額を算定すると74,833,000円となり、道補助金の交付額97,517,000円との差額22,684,000円が過大となっていて、これに係る交付金22,684,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年度	交付金交付額 千円	不当と認める 交付金交付額 千円	摘要
(96) 北海道	北海道	学校法人日本医療大学	3	97,517	22,684	整備対象設備に該当しない検査機器の整備費用及び検査機器の保守費用を対象経費の実支出額に含めていたもの
(97) 東京都	東京都	J-VPD株式会社	4	19,750	7,276	整備対象設備に該当しない検査機器の整備費用を対象経費の実支出額に含めていたもの
(98) 同	同	株式会社プロップジーン	4	12,303	8,215	同
(99) 同	同	株式会社マイクロスカイラポ	4	7,106	7,106	同
(100) 神奈川県	神奈川県	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会(横浜市東部病院)	3	21,560	10,560	検査に必要な不可欠であって整備対象設備と一体的に利用する備品とは認められない備品の整備費用を対象経費の実支出額に含めていたもの
(101) 熊本県	熊本県	株式会社CIS	3	77,198	2,200	検査機器の保守費用を対象経費の実支出額に含めていたもの
(102) 同	同	学校法人银杏学園(熊本保健科学大学)	3	29,106	2,310	同
(96)-(102)の計				264,540	60,351	

(7) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 9,757,000円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付につい

て」(令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、新型コロナウイルス感染症重点医療機関等において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備することを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

(注1) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関 新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関として都道府県が指定する医療機関

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率(10分の10)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

また、本件事業の整備対象設備は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備する超音波画像診断装置、血液浄化装置、気管支鏡、CT撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む)、生体情報モニタ、分娩監視装置及び新生児モニタとされており、整備対象設備の種類ごとに、1台当たりの補助上限額(超音波画像診断装置については11,000,000円)が定められている。

本院が、11都府県及び98事業主体において会計実地検査を行ったところ、1県の1事業主体において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(注2) 11都府県 東京都、大阪府、秋田、山形、神奈川、愛知、三重、山口、福岡、佐賀、宮崎各県

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年度	交付金交付額	不当と認める 交付金交付額	摘要	
(103)	神奈川県	神奈川県	学校法人聖マリアンナ医科大学(聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院)	2、3	千円 341,726	千円 9,757	1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付されていたもの

学校法人聖マリアンナ医科大学聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院(以下「病院」という。)は、令和2、3両年度に、超音波画像診断装置を購入したなどとして、神奈川県から交付金を原資とする同県の補助金341,726,000円(交付金交付額同額)の交付を受けていた。

しかし、病院は、交付要綱等に基づき、超音波画像診断装置1台ごとに対象経費の実支出額と1台当たりの補助上限額とを比較する方法によるべきであったのに、誤って、購入した14台分の対象経費の実支出額計87,736,000円と購入台数14台に1台当たりの補助上限額11,000,000円を乗じた額154,000,000円とを比較する方法によっていた。このため、14台のうち1台(対象経費の実支出額20,757,000円)については、1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付される結果となっていた。

したがって、超音波画像診断装置1台ごとに対象経費の実支出額と1台当たりの補助上限額とを比較するなどして、適正な交付金の交付額を算定すると331,969,000円となり、前記交付金の交付額341,726,000円との差額9,757,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、病院において制度の理解が十分でなかったこと、同県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(8) **新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業に係る分)が過大に交付されていたもの** 2件 不当と認める国庫補助金 92,545,000円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業に係る分)は、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付について」(令和2年厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者(以下「疑い患者」という。)が感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことなどを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に交付金の交付率(10分の10)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

本件事業には、設備整備等事業と支援金支給事業(支援金支給事業は令和2年度のみ)があり、設備整備等事業は、疑い患者を診療する救急・周産期・小児医療のいずれかを担う医療機関が院内感染を防止するために行う設備整備等を支援するものとされている。また、支援金支給事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、救急・周産期・小児医療の提供を継続するために、疑い患者を診療する救急・周産期・小児医療のいずれかを担う医療機関に対して、院内感染防止対策を講じながら一定の診療体制を確保するための支援金を支給するものとされている。

そして、設備整備等事業の整備対象設備等は、新設・増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費、消毒経費、个人防护具(マスク等)、簡易陰圧装置、簡易診療室及び<sup>(注1)</sup> 簡易診療室及び付帯する備品等とされている。また、支援金支給事業の対象は、新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用であり、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕費、医薬材料費)、委託費、備品購入費等とされている。

本院が、<sup>(注2)</sup> 11都府県及び83事業主体において会計実地検査を行ったところ、2県の2事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

(注1) 簡易診療室 テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、疑い患者等に外来診療を行う診療室

(注2) 11都府県 東京都、大阪府、秋田、山形、茨城、神奈川県、愛知、三重、山口、佐賀、宮崎各県  
ア 虚偽の納品書等を事業実績報告書に添付して、実際には納入を受けていなかった設備等に係る費用等を対象経費の実支出額に計上していた事態

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年度	交付金交付額	不当と認める 交付金交付額
(104) 愛知県	愛知県	医療法人有俊会(いまむら病院)	2、4	千円 191,455	千円 84,853

医療法人有俊会いまむら病院(以下「いまむら病院」という。)は、令和2、4両年度に設備整備等事業として簡易陰圧装置、簡易診療室及び附帯する備品、個人防護具等の整備や病院内の消毒を、また、2年度に支援金支給事業として<sup>えん</sup>嚥下造影機器等の整備を、計196,895,108円で実施したとして、愛知県から交付金を原資とする同県の補助金(以下「愛知県補助金」という。)計191,455,000円(交付金交付額同額)の交付を受けていた。

いまむら病院は、愛知県補助金の交付額の算定に当たり、業者Aから整備対象設備等を購入して代金を支払ったとして計128,801,563円を、また、病院内の消毒を業者Bに委託して代金を支払ったとして計20,000,640円を、それぞれ対象経費の実支出額として計上していた。

しかし、業者Aから購入したとしていた整備対象設備等のうち、簡易陰圧装置、嚥下造影機器等について、実際には補助対象年度内に納入を受けていなかったにもかかわらず、いまむら病院は、納入を受けたとする虚偽の納品書等を事業実績報告書に添付して、これに係る購入費用83,053,763円を対象経費の実支出額として計上していた。また、同様に、病院内の消毒を業者Bに委託して代金を支払ったとしていた20,000,640円について、実際には業者Bに支払った額は13,200,000円であり、いまむら病院は、支払っていなかった差額6,800,640円を対象経費の実支出額に過大に計上していた。

したがって、実際には納入を受けていなかった整備対象設備等に係る費用及び過大に計上していた病院内の消毒に係る費用を対象経費の実支出額から除くなどして、適正な愛知県補助金の交付額を算定すると計106,602,000円となり、愛知県補助金の交付額191,455,000円との差額84,853,000円が過大となっていて、これに係る交付金84,853,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、同県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(いまむら病院の事態については、前掲178ページの「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの」及び前掲184ページの「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(帰国者・接触者外来等設備整備事業に係る分)が過大に交付されていたもの」参照)

イ 整備した設備の一部が交付の対象とならないのに、対象経費の実支出額に計上していた事態

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年度	交付金交付額	不当と認める 交付金交付額
(105) 茨城県	茨城県	医療法人つるみ(つるみ脳神経病院)	2、3	千円 76,638	千円 7,692

医療法人つるみつるみ脳神経病院(令和3年10月31日以前は医療法人つるみ脳外科つるみ脳神経病院。以下「つるみ脳神経病院」という。)は、2、3両年度に、設備整備等事業として、簡易診療室及び附帯する備品等の整備等を計78,251,242円で実施したとして、茨城県から交付金を原資とする同県の補助金(以下「茨城県補助金」という。)計76,638,000円(交付金交付額同額)の交付を受けていた。

しかし、簡易診療室に附帯する備品の中には、当該簡易診療室だけでなく病院全体において使用する電子カルテシステム及び画像診断システムの更新費用計25,135,000円が含まれており、これについては当該簡易診療室において使用する相当分のみを対象経費の実支出額として計上すべきであったのに、つるみ脳神経病院は、誤って、更新費用の全額を計上していた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	年度	交付金交付額 千円	不当と認める 交付金交付額 千円
<p>したがって、更新費用のうち当該簡易診療室において使用する相当分以外の額を、「病院全体の患者数」に占める「疑い患者以外の患者数」の割合を用いて案分するなどして算出した上で、対象経費の実支出額からこの額を除くなどして、適正な茨城県補助金の交付額を算定すると計 68,946,000 円となり、茨城県補助金の交付額 76,638,000 円との差額 7,692,000 円が過大となっていて、これに係る交付金 7,692,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。</p> <p>このような事態が生じていたのは、事業主体において制度の理解が十分でなかったこと、同県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。</p>					
(104)	(105)	の計		268,093	92,545

**(9) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業に係る分)が過大に交付されていたもの**

**1件 不当と認める国庫補助金 57,318,000円**

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業に係る分)は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の交付について」(令和3年厚生労働省発医政0401第4号・厚生労働省発健0401第6号・厚生労働省発薬生0401第67号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、新型コロナウイルスワクチンの効果的・効率的な接種を進める観点から、都道府県の大規模接種会場の設置及び運営等を通じて、市区町村が実施主体であるワクチン接種の支援を行うことを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。

交付要綱等によれば、この交付金の交付の対象は、都道府県が行う事業及び市区町村や民間団体等で都道府県が適切と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業に要する経費とされており、交付金の交付率は10分の10とされている。

本院が、<sup>(注)</sup>3道県において会計実地検査を行ったところ、北海道において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(注) 3道県 北海道、青森、石川両県

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	交付対象事業費 千円	左に対する交付金交付額 千円	不当と認める 交付対象事業費 千円	不当と認める 交付金相当額 千円	
(106)	厚生労働 本省	北海道	3	7,873,973	7,873,973	57,317	57,318

北海道は、令和3年度に、本件事業により新型コロナウイルスワクチンの大規模接種会場の設置及び運営等を交付対象事業費 7,873,973,274 円で実施したとして、国から交付金 7,873,973,000 円の交付を受けていた。また、北海道は、本件事業の実施に当たり、北海道新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営委託業務受託コンソーシアムと委託契約を締結しており、当該契約には道民や事業者等からの問合せに対応するコールセンター業務が含まれていた。

しかし、北海道を通じてコンソーシアムから提出されたコールセンター業務の従事者に係る勤務記録等の関係書類を確認したところ、①従事者の人件費について、従事時間数に業務に従事した実態のない時間数が上乗せされていたことや人件費単価に根拠のない金額が上乗せされていたこと、②通信機器の使用料等について、実費相当額に根拠のない金額が上乗せされていたことなどにより、交付対象事業費が過大に計上されていた。

したがって、人件費や使用料等を実績に基づき修正するなどして、適正な交付対象事業費を算定すると7,816,655,878円となり、前記の交付対象事業費7,873,973,274円との差額57,317,396円が過大に精算されていて、これに係る交付金57,318,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、北海道において、本件事業の交付対象事業費の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(本件に関連する事態については、前掲65ページの総務省の項「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費を過大に精算するなどしていたもの」に掲記)

(10) 医療提供体制推進事業費補助金(周産期母子医療センター運営事業に係る分)が過大に交付されていたもの 2件 不当と認める国庫補助金 107,559,000円

医療提供体制推進事業費補助金(周産期母子医療センター運営事業に係る分)(以下「国庫補助金」という。)は、「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」(平成21年厚生労働省発医政第0513001号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、都道府県が指定又は認定した周産期母子医療センターの充実強化を迅速かつ着実に推進することを目的として、その運営に係る経費の一部を国が補助するものである。

交付要綱等によれば、周産期母子医療センター運営事業の補助対象は、都道府県が実施する事業及び市町村や厚生労働大臣が適当と認める者等が実施する事業に対して都道府県が補助する事業とされている。このうち、都道府県が補助する事業に係る国庫補助金の交付額は、次の①から③までによるなどして算定することとされている。

- ① 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター等の種目ごとに、所定の基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額と、総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄附金その他の収入額(以下「収入額」という。)を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- ③ ②により選定された額に補助率(3分の1)を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して、少ない方の額を選定する。

周産期母子医療センター運営事業のうち、地域周産期母子医療センターの種目に係る①の基準額は、新生児集中治療室(NICU)、新生児回復室(GCU)等の部門ごとに、病床1床当たりの単価に当該部門の病床数を乗ずるなどした額を合算するなどして算出することとされている。ただし、黒字の部門(収入額が対象経費の実支出額を上回る部門)については、算出対象から除くこととされている。

本院が、<sup>(注)</sup>9府県の29事業主体において会計実地検査を行ったところ、神奈川県<sup>(注)</sup>の1事業主体において、対象経費の実支出額を過大に算出していた結果、黒字の部門が算出対象から除かれていなかったため、また、同県の1事業主体において、休床としていて事業の対象となる患者を受け入れていない病床を部門の病床数に含めていたため、国庫補助金計107,559,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、1事業主体において対象経費の実支出額の算出についての理解及び確認が十分でなかったこと、1事業主体において基準額の算出対象となる病床についての理解が十分でなかったこと、同県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 9府県 大阪府、秋田、神奈川、愛知、三重、山口、福岡、佐賀、宮崎各県